# 4 公共施設の再編方法

4 — 1	再編の基本手法の整理	
(1)	基本手法·····	75
4 – 2	公共サービスのあり方の見直し	
(1)	対象者や内容を限定しないサービス提供・・・・・・・・・	77
(2)	公共施設以外でのサービス提供 ・・・・・・・・・・・・・・・・	79
4 – 3	施設配置の見直し	
(1)	小学校区レベル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80
(2)	行政地域レベル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	81
(3)	全市レベル・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	82
4 - 4	施設分類別の再編内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	83
(1)	本庁舎・支所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	84
(2)	消防施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	86
(3)	学校施設 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	88
(4)	子ども・青少年施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92
(5)	子育て関連施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94
(6)	福祉関連施設 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	96
(7)	生涯学習施設 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	98
(8)	図書館・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100
(9)	スポーツ施設	102
(10)		104
(11)	市営住宅(先行事業) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	106
4 - 5	再編後の施設配置とコスト	
(1)	施設の配置と規模・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	108
(2)	再編によるコスト削減効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	108

## 4 公共施設の再編方法

## 4-1 再編の基本手法の整理

公共施設の再編を検討するにあたり、再編の基本手法を整理します。

#### (1)基本手法

取組方針で示した再編方法(「公共サービスのあり方の見直し」、「施設の規模・配置のあり方の見直し」、「施設の整備・運営の効率化・財源確保」)に関連する主な手法について、期待される効果を次の3項目などで整理しました。

- ① 床面積
- ② 施設コスト (修繕費、光熱水費、建物管理委託費、賃借料等の施設に係るコスト)
- ③ 事業運営コスト (職員人件費、事務委託費等の事業運営に係るコスト)

施設分類別の再編にあたっては、現在も行っている運営面での工夫も踏まえつつ、これらの 手法を複数組み合わせるなど、それぞれの用途・地域に適した再編方法を検討します。

#### 図表 再編の基本手法

◎:削減効果大期待される効果 ○:削減効果小—:該当なし

再編方法				期待される効果		
		手法例	床面積	施設 コスト	事業運営コスト	その他
公共サービス のあり方の見	他用途への転 換	・低利用施設の機能転換	0	0	0	_
直し	廃止∙統廃合	<ul><li>・老朽化施設、低利用施設の 単純廃止</li><li>・単独施設の統廃合</li></ul>	0	0	0	_
	IT化	<ul><li>・図書館ネットワークシステムの充実</li><li>・データの一元管理、運用</li></ul>	_	_	0	利便性向 上
配置のあり方 の見直し 集約化* <sup>15</sup> 共用化* <sup>16</sup>		<ul> <li>・低利用施設、単独施設の複合化・集約化</li> <li>・公共施設会議室、民間会議室等類似機能の共用化</li> <li>・学校教室、敷地の多目的利用(余裕が生じた場合)</li> <li>・各部門横断的利用の促進</li> </ul>	0	0	0	多世代交 流促進 利便性向 上
	広域連携	<ul><li>・周辺自治体等との相互補完、相互利用</li><li>・市民ホール・大型スポーツ施設等の共同運用(役割分担)</li><li>・図書館の共同運用</li></ul>	0	0	0	集約化に よる機能 向上

<sup>\*14</sup> 複合化:複数の用途・機能を合わせて、1つの施設として整備すること。

<sup>\*15</sup> 集約化:同種または類似の機能を集め合わせて、1つの施設として整備すること。

<sup>\*16</sup> 共用化:会議室等のスペースを複数の用途で利用できる状態にすること。

◎:削減効果大期待される効果 ○:削減効果小

一:該当なし

再編方法			期待される効果			
		手法例	床面積	施設 コスト	事業運営コスト	その他
施設の整備・ 運営の効率 化・財源確保	整備レベルの見直し	・建物整備レベルの見直し ・設計施エー貫方式(デザイン ビルド方式)* <sup>17</sup> 等 ・財政制約に基づく施設更新 の優先順位付け	_	0	_	_
	維持管理コストの削減	<ul> <li>・清掃・警備等一括発注</li> <li>・更新サイクルの設定</li> <li>・ESCO事業*<sup>1,8</sup>の活用</li> <li>・高効率器具等への交換 (LED 化等)</li> </ul>	I	0	0	省工ネ 温暖化防 止
	民間活力等に よる 効率化促進	・窓口サービスの民営化 ・保育園の民営化 ・図書館の一部業務委託 ・施設運営の外部化(指定管 理者制度* <sup>19</sup> 等)	_	0	©	サービス レベルの 向上
	保有形態の見直し	・市営住宅の借上げ ・民間施設(ホール・会議室等)の賃貸借 ・民間スポーツクラブ等の利 用助成 ・集会施設等の地域移譲	0	0	0	利便性向上
	長寿命化	・建替え、大規模改修内容等の 設定	_	0	0	省資源
	遊休資産の外 部利用	・遊休資産(寄付用地等)の売 却、賃貸借	0	0	0	_

<sup>\*17</sup> 設計施工一貫方式(デザインビルド方式):設計と施工を一括で発注することにより、民間企業の優れた技術を活用し、設計・施工の品質確保、合理的な設計、効率性を目指す方式である。

<sup>\*18</sup> ESCO 事業: (Energy Service Company) 省エネルギー効果が見込まれるシステム・設備などを提案・提供し、維持・管理まで含めた包括的なサービスを提供する事業

<sup>\*19</sup> 指定管理者制度:従来、自治体や外郭団体に制限されていた一部の公共施設の管理運営に、株式会社やNPOといった民間事業者も参入できる制度。本市では体育館、市営住宅、鎌倉芸術館などの施設に導入している。

## 4-2 公共サービスのあり方の見直し

これまでの公共施設は、個々の施設に対して目的や用途、対象者を明確に設定しているため、複数の施設で類似の機能を持ちつつも、相互利用や効率的利用が難しい状況となっています。

現在、本市では限られた財源の中で、質の高い市民サービスの提供を行うため、新鎌倉行政経営戦略プラン\*20に基づく取組を進めていますが、公共施設再編の観点からも必要なサービスの提供方法の見直しを行います。

#### (1) 対象者や内容を限定しないサービス提供

現在、例えば子育て関連施設や高齢者福祉施設、社会教育関連施設では、「遊び場の提供」、「活動の場の提供」、「各種講座の開催」など、それぞれの施設毎に目的の異なるサービスを提供しています。

これらのサービスは、目的に応じて、対象者の年齢や利用料金、提供時間等が設定されていますが、その多くは「貸室、会議室」スペースの利用によるもので、それぞれが類似のサービスを提供しています。

こうした利用実態に着目し、施設を一つの目的や対象者に限定せず、多世代が多目的に利用できる多機能な施設に転換・複合化することで、提供するサービスの量や質は維持しながら、 施設に係るコストや施設面積の削減を行います。

また、複合化にあたっては、今後、公共施設予約システムを一元化すること等の工夫により、 サービス利用者の利便性の向上を図ります。

複合化によって利用しなくなった施設については、遊休、余剰資産として賃貸、売却等を行うことにより、その収益を必要な公共サービスに係る経費の原資に充当していきます。

<sup>\*20</sup> 新鎌倉行政経営戦略プラン:「持続可能な市政運営を進めるとともに質の高い市民サービスの提供を目指す」ことを目標に、「持続可能な財政基盤の確立」、「地域主権の推進」、「市民本位のサービス提供」を行うことを目指した行政改革の取組み計画。(平成 23~27 年度)

## 図表 「場の提供」スペースを持つ施設

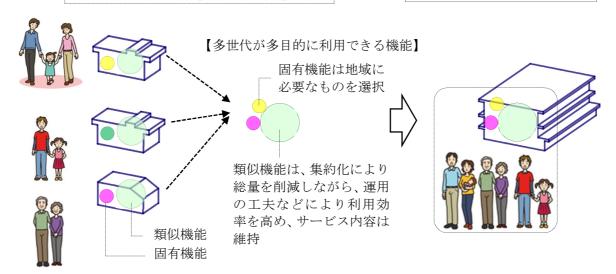
施設	利用者	料金/ 予約	開館時間 (最大)	施設内容 ( が類似の機能)
子どもの家	小学校に就学してい る児童	有料	学校開校日 放課後~ 19:00	子ども室、プレイルーム、図書室
子ども会館	乳幼児~中学生 (乳幼児は要付添)	無料	10:00 ~17:00	プレイルーム、図書室、庭
青少年会館	団体・個人 (要登録)	有料/ 要予約	9:00 ~21:30	研修室、会議室、集会室、 美術室、和室、調理実習室、 音楽室、ロビー
老人福祉センター	60 歳以上	無料/ 要予約	9:00 ~16:00	生活相談室、健康相談室、機能回復訓練室、集会室、 教養娯楽室、図書室、浴場
学習センター	貸室は、5人以上の 団体(要登録)	有料/ 要予約	9:00 ~22:00	ホール、ギャラリー、集会室、 調理実習室、音楽室、和室、 美術創作室、ロビー
図書館	条件なし	無料	9:00 ~19:00	図書館資料の開架・閲覧、保存、 視聴覚資料の視聴、情報の検索・ レファレンスサービス、集会・展示



### 類似の機能は多世代が多目的に利用できる施設に集約

類似機能を持つ施設については、機能を集約することで、目的や対象を限定した施設を削減

地域の拠点となる施設の大規模 改修や建替え時に複合化



## (2) 公共施設以外でのサービス提供

公共施設の整備が大規模に行われていた昭和 40 年代から 60 年代には、民間事業者等による 市民利便施設等はほとんどありませんでしたが、近年では民間事業者等による様々なサービス の提供が増えてきています。

今後は、このようなサービスの内容を見極めながら、民間事業者等を積極的に活用することにより、従来型の公設公営による公共施設だけに頼らないサービスの提供方法を検討します。

## 4-3 施設配置の見直し

公共施設に係る現状と課題を踏まえると、将来的に全ての公共サービスを現状の形で提供し続けることはできません。そのため、それぞれのサービスの内容を踏まえ、サービスの提供箇所数と配置の見直しにより、公共サービスの提供箇所を 16 の「小学校区レベル」、5 つの「行政地域レベル」、「全市レベル」に整理し、公共施設全体の最適化を図ります。

#### 図表 公共サービスの提供箇所の区分

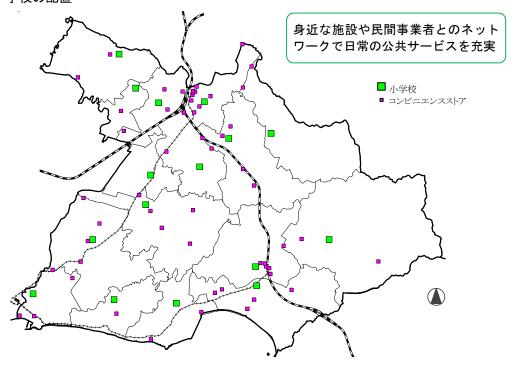


#### (1) 小学校区レベル

小学校区レベルとは、行政サービスや学校教育等、日常的に求められる身近な行政サービスを提供する範囲をいいます。

例えば、子どもの家や子ども会館のような、子どもが歩いて通う施設等が想定されます。 また、コンビニエンスストア等、市内各所に点在する民間施設において、民間事業者との 連携により、公共サービスの提供ができるようにするなど、公共施設以外の施設を活用する ことによる公共サービスの効果的な提供方法の具体化を行います。

### 図表 小学校の配置



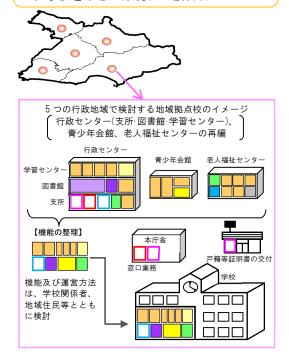
## (2) 行政地域レベル

行政地域レベルとは、現在の 5 つの行政地域を基本とします。

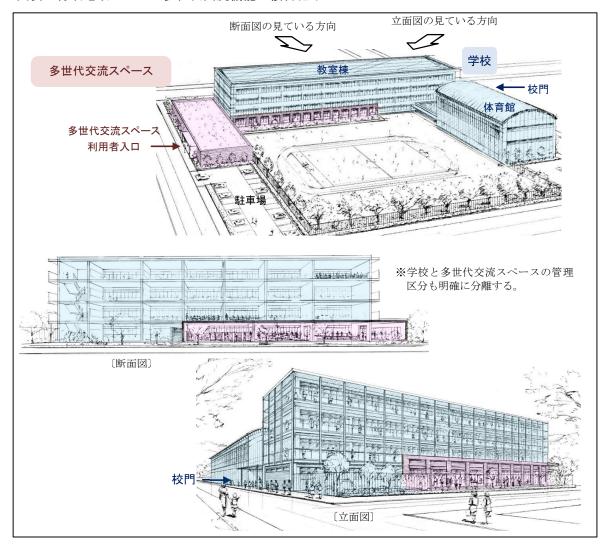
公共サービスのあり方の見直しで示したと おり、5つの行政地域にある学習センターや老 人福祉センター、図書館等の機能のうち、各 行政地域に必要な機能を精査した上で、地域 活動の場や多世代が多目的に利用できる多世 代交流スペースとして機能を集約します。

また、多世代交流スペースの機能については、各地域の小中学校 1 校を選定し、建替え等にあわせて、教育環境の維持向上や安全性等に配慮した上で、学校用地を活用した複合化を行います。

個別施設で提供されている類似機能を集約 し、学校を中心に集約化・複合化



図表 行政地域レベルの多世代交流機能の複合化イメージ

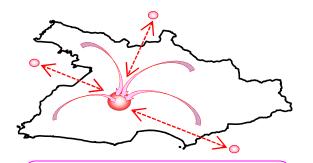


#### (3)全市レベル

全市レベルとは、広域的に利用される施設で、市単位で1箇所程度の施設でサービス提供を行うものです。

体育館、ホールなどの広域的な施設は、多 くの市民が利用したいと感じるよう、機能の 充実した拠点施設を1つ整備します。

市外周辺地域からの利用もある施設については、建物の更新時期も踏まえ、近隣市との 広域連携の検討を行っていきます。



拠点施設による全体的な魅力の向上 (地域の施設の機能は簡素化)

